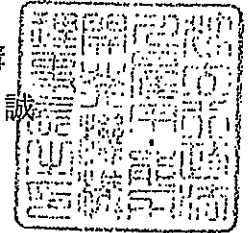


22雇能発第249号
平成22年12月8日

厚生労働大臣
細川律夫 殿

独立行政法人雇用・能力開発機構
理事長 丸山 誠



不要財産に係る民間等出資の払戻しの請求の催告について

当機構が所有する下記の不要財産に係る民間等出資の払戻しの請求の催告について、独立行政法人通則法第46条の3第1項及び独立行政法人雇用・能力開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令第14条の2の規定に基づき、認可申請いたします。

記

- 1 福井職業能力開発促進センター小浜分所本館（建物）：別紙1
- 2 地域職業訓練センター
北見地域職業訓練センター（建物）外 68件：別紙2
- 3 情報処理技能者養成施設
美唄情報処理技能者養成施設（建物）外 9件：別紙2
- 4 茨城県職業人材育成センター（建物）：別紙2

1 民間等出資に係る不要財産の内容
別添1のとおり

2 不要財産と認められる理由

旧福井職業能力開発促進センター小浜分所（以下「小浜分所」という。）は、昭和45年に小浜総合高等職業訓練校として設立された。その後、平成7年以降は福井職業能力開発促進センターの分所として、主に離職者に対する職業訓練や地域の事業主が行う職業訓練の援助を実施してきた。

一方、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）において、「大胆な業務の見直しを行うことにより、全体としてできる限り大幅な職員削減を行い、組織のスリム化を図る」とされ、更に、「雇用・能力開発機構の廃止について」（平成20年12月24日閣議決定）において、「業務及び施設について、真に必要なかどうかを精査した上で、不要なものについては廃止するなど、スリム化を図る」とされ、「法改正を待つまでもなく実施可能なものについては、速やかに実行に着手する」とされた。これを受け、厚生労働省職業能力開発局、福井県、小浜市及び機構において協議した結果、小浜分所は、全国の他施設に比べ労働市場規模や訓練需要が著しく小さく、訓練実績も低調であることに加え、機構として中期目標及び中期計画により人員や予算の厳しい削減を求められ、より一層効率的かつ効果的な施設配置や人員、予算の配分をせざるを得ない状況から、今後の施設運営の継続は困難と判断し、平成22年3月31日をもって廃止としたところである。

廃止後の建物の利活用については、土地所有者である小浜市と協議を進めた結果、本館（平成4年建設）について、小浜市の産業政策上利活用を図りたいとの要望があり、また、上記のとおり施設廃止後の建物であり、その処分は機構の業務運営上支障がないことから、当該建物を小浜市へ有償譲渡することとした。

3 当該不要財産の取得の日及び申請の日における不要財産の帳簿価額

取得の日 XXXXXXXXXX 円

申請の日 XXXXXXXXXX 円

4 当該不要財産の取得に係る出資の内容
別添2のとおり

5 催告の内容
別添3のとおり

6 当該不要財産の譲渡によって得られる収入の見込額並びに譲渡に要する費用の費目、費目ごとの見込額及びその合計額

譲渡収入見込額 [redacted] 円

民間精通者（不動産鑑定士）二者による不動産鑑定評価により算出された価額の平均額であること。

(内訳)

大阪エンジニアリング（株） [redacted] 円

（株）コスモシステム [redacted] 円

譲渡に要する費用 [redacted] 円

(内訳)

不動産鑑定費 [redacted] 円

不動産鑑定業者2者との契約額総額

売却補助業務委託費 [redacted] 円

不動産鑑定評価額（2者平均）×1.5%（宅建業法に定める料率の上限×1/2）
×1.05（消費税）

7 譲渡の方法

土地所有者である小浜市へ随意契約により有償譲渡

8 譲渡の予定時期

平成23年3月

1 民間等出資に係る不要財産の内容
別添1のとおり

2 不要財産と認められる理由

(1) 地域職業訓練センター

当該財産は、地方産業都市を中心とする地域における中小企業労働者、求職者等に対し各種職業教育訓練を行う事業主、事業主団体等に施設を提供するほか、地方公共団体等の団体が地域住民に対して行う多様な教育訓練を行う場としても利用できるものであり、これにより地域における教育訓練の振興を図ることを目的として、設置・運営してきたものである。

当機構については、「雇用・能力開発機構の廃止について」（平成20年12月24日閣議決定）において、法人として廃止され、職業能力開発業務は、独立行政法人高齢・障害者支援機構に移管するとされたほか、業務及び施設については、真に必要なかどうか精査した上で、不用なものについては廃止する等、スリム化を図るとされ、法改正を待つまでもなく実施可能な事項については、速やかに実行に着手することとするとされたところである。

その後、厚生労働省において、地域職業訓練センターについては、当機構の一層のスリム化を図る観点から平成22年度末をもって廃止し、地方自治体に移管することとされたところである。

上記のとおり、地域職業訓練センターの廃止等が既に決定されており、当該業務に供する不動産を処分しても当機構の業務運営上支障がないことから譲渡により処分することとした。

(2) 情報処理技能者養成施設

当該財産は、情報処理関連の業務に従事する労働者等の職業能力を開発し、及び向上させる場を提供することにより、地域における情報処理技能者等を養成及び確保するとともに、情報処理関連の職業能力開発の実施について、その振興を図ることを目的として、設置・運営してきたものである。

当機構については、「雇用・能力開発機構の廃止について」（平成20年12月24日閣議決定）において、法人として廃止され、職業能力開発業務は、独立行政法人高齢・障害者支援機構に移管するとされたほか、業務及び施設については、真に必要なかどうか精査した上で、不用なものについては廃止する等、スリム化を図るとされ、法改正を待つまでもなく実施可能な事項については、速やかに実行に着手することとするとされたところである。

その後、厚生労働省において、情報処理技能者養成施設については、当機構の一層

のスリム化を図る観点から平成 22 年度末をもって廃止し、地方自治体に移管することとされたところである。

上記のとおり、情報処理技能者養成施設の廃止等が既に決定されており、当該業務に供する不動産を処分しても当機構の業務運営上支障がないことから譲渡により処分することとした。

(3) 茨城県職業人材育成センター

当該財産は、中小企業に雇用される労働者等に対し、各種職業訓練を行う事業主、事業主団体等に施設を提供するほか、技能検定の会場、地方公共団体等の団体が地域住民に対して各種講習等多様な教育訓練を行う場として施設を提供することにより、茨城県における事業主その他のものを行う教育訓練並びに職業能力評価の振興を図ることを目的として設置・運営してきたものである。

当機構については、「雇用・能力開発機構の廃止について」(平成 20 年 12 月 24 日閣議決定)において、法人として廃止され、職業能力開発業務は、独立行政法人高齢・障害者支援機構に移管するとされたほか、業務及び施設については、真に必要なかどうか精査した上で、不要なものについては廃止する等、スリム化を図るとされ、法改正を待つまでもなく実施可能な事項については、速やかに実行に着手することとされたところである。

その後、厚生労働省において、茨城県職業人材育成センターについては、当機構の一層のスリム化を図る観点から平成 22 年度末をもって廃止し、地方自治体に移管することとされたところである。

上記のとおり、茨城県職業人材育成センターの廃止等が既に決定されており、当該業務に供する不動産を処分しても当機構の業務運営上支障がないことから譲渡により処分することとした。

- 3 当該不要財産の取得の日及び申請の日における不要財産の帳簿価額
別添 1 のとおり
- 4 当該不要財産の取得に係る出資の内容
別添 4 のとおり
- 5 催告の内容
別添 5 のとおり
- 6 当該不要財産の譲渡によって得られる収入の見込額並びに譲渡に要する費用の費目、費目ごとの見込額及びその合計額
譲渡収入見込額 XXXXXXXXXX 円
譲渡に要する費用 XXXXXXXXXX 円

(内訳)

不動産鑑定費 [REDACTED] 円

不動産鑑定業者2者との契約額総額

売却補助業務委託費 [REDACTED] 円

不動産鑑定評価額(2者平均) × 1.5% (宅建業法に定める料率の上限 × 1/2)
× 1.05 (消費税)

7 譲渡の方法

土地所有者である地方公共団体へ随意契約により無償譲渡

8 譲渡の予定時期

平成23年3月

不要財産の取得に係る出資の内容

(円)

①	当該財産取得時の帳簿価額	
②	独法開始時の政府出資額	805,925,694,392
③	独法開始時の地公体出資額	342,038,309
④	当該財産に係る地公体出資額 =③/ (②+③) ×①	

⑤ 出資者ごとの出資額の割合

	地方公共団体名	出資金	割合
1	北海道	6,029,322	1.8%
2	小樽市	1,511,324	0.4%
3	青森県	17,280,414	5.1%
4	花巻市	3,725,990	1.1%
5	大館市	8,070,494	2.4%
6	山形市	3,725,990	1.1%
7	福島県	8,316,883	2.4%
8	千葉県	81,520,371	23.8%
9	東京都	7,919,888	2.3%
10	神奈川県	14,637,830	4.3%
11	富山県	10,765,725	3.1%
12	石川県	12,206,342	3.6%
13	山梨県	5,744,989	1.7%
14	岐阜県	6,097,195	1.8%
15	大津市	8,313,222	2.4%
16	京都市	1,147,605	0.3%
17	大阪府	25,509,514	7.5%
18	尼崎市	9,220,673	2.7%
19	鳥取市	3,487,526	1.0%
20	島根県	104,556	0.0%
21	岡山県	503,828	0.1%
22	岡山市	555,172	0.2%
23	広島県	9,249,512	2.7%
24	広島市	1,058,189	0.3%
25	山口県	7,668,087	2.2%
26	徳山市	537,030	0.2%
27	徳島県	24,046,793	7.0%
28	北九州市	30,297,402	8.9%
29	田川市	608,604	0.2%
30	福岡市	931,497	0.3%
31	久留米市	439,893	0.1%
32	大牟田市	224,114	0.1%
33	宮崎県	11,070,628	3.2%
34	鹿児島県	19,511,704	5.7%
	合計	342,038,309	100%

不要財産処分に係る地方公共団体への催告の内容

(円)

①	譲渡収入見込額	■
②	譲渡に要する費用の見込額	■
③	払戻算定対象額 (見込) =①-②	■
④	独法開始時の政府出資額	805,925,694,392
⑤	独法開始時の地公体出資額	342,038,309
⑥	当該財産に係る地公体払戻額 =⑤/ (④+⑤) × ③	■

⑦ 出資者ごとの払戻見込額

	地方公共団体名	出資金	割合	払戻見込額
1	北海道	6,029,322	1.8%	■
2	小樽市	1,511,324	0.4%	■
3	青森県	17,280,414	5.1%	■
4	花巻市	3,725,990	1.1%	■
5	大館市	8,070,494	2.4%	■
6	山形市	3,725,990	1.1%	■
7	福島県	8,316,883	2.4%	■
8	千葉県	81,520,371	23.8%	■
9	東京都	7,919,888	2.3%	■
10	神奈川県	14,637,830	4.3%	■
11	富山県	10,765,725	3.1%	■
12	石川県	12,206,342	3.6%	■
13	山梨県	5,744,989	1.7%	■
14	岐阜県	6,097,195	1.8%	■
15	大津市	8,313,222	2.4%	■
16	京都市	1,147,605	0.3%	■
17	大阪府	25,509,514	7.5%	■
18	尼崎市	9,220,673	2.7%	■
19	鳥取市	3,487,526	1.0%	■
20	島根県	104,556	0.0%	■
21	岡山県	503,828	0.1%	■
22	岡山市	555,172	0.2%	■
23	広島県	9,249,512	2.7%	■
24	広島市	1,058,189	0.3%	■
25	山口県	7,668,087	2.2%	■
26	徳山市	537,030	0.2%	■
27	徳島県	24,046,793	7.0%	■
28	北九州市	30,297,402	8.9%	■
29	田川市	608,604	0.2%	■
30	福岡市	931,497	0.3%	■
31	久留米市	439,893	0.1%	■
32	大牟田市	224,114	0.1%	■
33	宮崎県	11,070,628	3.2%	■
34	鹿児島県	19,511,704	5.7%	■
	合計	342,038,309	100%	■

不要財産の取得に係る出資の内容

(円)

①	当該財産取得時の帳簿価額	
②	独法開始時の政府出資額	805,925,694,392
③	独法開始時の地公体出資額	342,038,309
④	当該財産に係る地公体出資額 =③/(②+③)×①	

⑤ 出資者ごとの出資額の割合

	地方公共団体名	出資金	割合
1	北海道	6,029,322	1.8%
2	小樽市	1,511,324	0.4%
3	青森県	17,280,414	5.1%
4	花巻市	3,725,990	1.1%
5	大館市	8,070,494	2.4%
6	山形市	3,725,990	1.1%
7	福島県	8,316,883	2.4%
8	千葉県	81,520,371	23.8%
9	東京都	7,919,888	2.3%
10	神奈川県	14,637,830	4.3%
11	富山県	10,765,725	3.1%
12	石川県	12,206,342	3.6%
13	山梨県	5,744,989	1.7%
14	岐阜県	6,097,195	1.8%
15	大津市	8,313,222	2.4%
16	京都市	1,147,605	0.3%
17	大阪府	25,509,514	7.5%
18	尼崎市	9,220,673	2.7%
19	鳥取市	3,487,526	1.0%
20	島根県	104,556	0.0%
21	岡山県	503,828	0.1%
22	岡山市	555,172	0.2%
23	広島県	9,249,512	2.7%
24	広島市	1,058,189	0.3%
25	山口県	7,668,087	2.2%
26	徳山市	537,030	0.2%
27	徳島県	24,046,793	7.0%
28	北九州市	30,297,402	8.9%
29	田川市	608,604	0.2%
30	福岡市	931,497	0.3%
31	久留米市	439,893	0.1%
32	大牟田市	224,114	0.1%
33	宮崎県	11,070,628	3.2%
34	鹿児島県	19,511,704	5.7%
	合計	342,038,309	100%

不要財産処分に係る地方公共団体への催告の内容

(円)

①	譲渡収入見込額	■
②	譲渡に要する費用の見込額	■
③	払戻算定対象額（見込） =①-②	■
④	独法開始時の政府出資額	805,925,694,392
⑤	独法開始時の地公体出資額	342,038,309
⑥	当該財産に係る地公体払戻額 =⑤/ (④+⑤) × ③	■

⑦ 出資者ごとの払戻見込額

	地方公共団体名	出資金	割合	払戻見込額
1	北海道	6,029,322	1.8%	■
2	小樽市	1,511,324	0.4%	■
3	青森県	17,280,414	5.1%	■
4	花巻市	3,725,990	1.1%	■
5	大館市	8,070,494	2.4%	■
6	山形市	3,725,990	1.1%	■
7	福島県	8,316,883	2.4%	■
8	千葉県	81,520,371	23.8%	■
9	東京都	7,919,888	2.3%	■
10	神奈川県	14,637,830	4.3%	■
11	富山県	10,765,725	3.1%	■
12	石川県	12,206,342	3.6%	■
13	山梨県	5,744,989	1.7%	■
14	岐阜県	6,097,195	1.8%	■
15	大津市	8,313,222	2.4%	■
16	京都市	1,147,605	0.3%	■
17	大阪府	25,509,514	7.5%	■
18	尼崎市	9,220,673	2.7%	■
19	鳥取市	3,487,526	1.0%	■
20	島根県	104,556	0.0%	■
21	岡山県	503,828	0.1%	■
22	岡山市	555,172	0.2%	■
23	広島県	9,249,512	2.7%	■
24	広島市	1,058,189	0.3%	■
25	山口県	7,668,087	2.2%	■
26	徳山市	537,030	0.2%	■
27	徳島県	24,046,793	7.0%	■
28	北九州市	30,297,402	8.9%	■
29	田川市	608,604	0.2%	■
30	福岡市	931,497	0.3%	■
31	久留米市	439,893	0.1%	■
32	大牟田市	224,114	0.1%	■
33	宮崎県	11,070,628	3.2%	■
34	鹿児島県	19,511,704	5.7%	■
	合計	342,038,309	100%	■